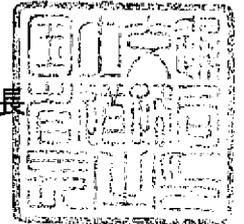


国道国第72号
平成26年6月25日

各 地 方 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

国 土 交 通 省

道 路 局 長



定期点検の実施について

高度経済成長期に集中的に整備されてきたトンネル、橋等の老朽化が進行しており、これらの道路構造物を効率的に維持管理していくことが求められている。

また、平成26年4月14日の社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会において、「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」がとりまとめられ、維持管理の重要性が指摘されているところである。

今般、道路法（昭和27年法律第108号）第42条第3項及び道路法施行令（昭和27年12月政令第479号）第35条の2第2項の規定に基づき、トンネル、橋等については、5年に1回の近接目視による点検等を規定する道路法施行規則の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第39号。以下「省令」という。）及びトンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年国土交通省令告示第426号。以下「告示」という。）が平成26年3月31日に公布され、平成26年7月1日より施行されることである。

については、施行後、省令及び告示に基づく定期点検を適切に実施されたい。また、省令及び告示を踏まえ、定期点検要領を策定したので、別途通知する。

なお、定期点検の実施にあたっては、国道国防第71号平成26年6月25日にて通知する国の定期点検要領を用いられたい。